



選挙・区議会・監査

選挙のしくみ

選挙権

●問合せ 選挙管理委員会事務局 TEL 03-5246-1461
FAX 03-5246-1459

日本国民で満18歳以上の方には、選挙によって代表者を選ぶ「選挙権」があります。東京都や台東区の選挙においては、さらに、引き続き3ヶ月以上住所のある方に「選挙権」があります。

選挙人名簿

●問合せ 選挙管理委員会事務局 TEL 03-5246-1461
FAX 03-5246-1459

選挙権のある方でも、選挙人名簿に登録されていなければ投票することができません。

台東区の選挙人名簿に登録されるのは、下記の基準日において、台東区の住民基本台帳に引き続き3ヶ月以上記録されている方、または、他の区市町村に転出された方で、転出までに台東区の住民基本台帳に引き続き3ヶ月以上記録されていた方です。

また、他の区市町村に転出して4ヶ月を経過した方や死亡した方などは、選挙人名簿に登録されません。

1. 定時登録

毎年3月、6月、9月、12月の1日を基準日とし、登録要件を満たしている方を登録します。

2. 選挙時登録

選挙が行われるときは、別に基準日（各選挙の公（告）示日の前日）を定め、登録要件を満たしている方を登録します。

投票制度

●問合せ 選挙管理委員会事務局 TEL 03-5246-1461
FAX 03-5246-1459

1. 当日投票

投票日当日に、「選挙のお知らせ」に記載されている投票所で投票することができます。

2. 期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などで投票できない方は、選挙の公（告）示日の翌日から投票日の前

日までの間に、期日前投票所で投票日当日と同様に直接投票箱へ投票することができます。

3. 郵便等による投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、もしくは介護保険被保険者証をお持ちの方で一定の基準に該当する方は、「郵便等投票証明書」の交付を受けることにより、自宅などで郵便等により投票することができます。

また、自ら投票の記載ができない方で一定の基準に該当する方は、あらかじめ届け出た者（選挙権を有する者）に、投票に関する代理記載をさせることができます。

4. 滞在先での投票

仕事や旅行などで他の区市町村に滞在中の方は、台東区選挙管理委員会に投票用紙等を請求することにより、滞在先の区市町村選挙管理委員会で投票することができます。

5. 病院・老人ホーム等での投票

不在者投票施設として指定されている病院・老人ホーム等に入院（入所）されている方は、入院（入所）中の施設長を通じて投票用紙等を請求することにより、その施設で投票することができます。

6. 在外投票

外国に居住していても、国政選挙に投票することができます。ただし、あらかじめ国外への転出届を提出する際に在外選挙人名簿登録への移転の申請をするか、または、在外公館（大使館や総領事館）を通じて登録申請をし、在外選挙人名簿に登録される必要があります。

区議会

区議会の仕事

便利コード tbc7012

●問合せ 区議会事務局 TEL 03-5246-1472
FAX 03-5246-1479

議会は、有権者の皆さんの投票で選ばれた議員で構成され、台東区の意味を決定する議事機関です。

毎年4回開かれる定例会（2月、6月、9月、11月）と必要に応じて開かれる臨時会があり、条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定などを審議し、



議決するほか、提出された請願、陳情についても審議します。

区の公益に関することがらについて、議決を経て、国、都などの関係行政庁に意見書を提出したり、区長などの執行機関に対する検査、監査請求、調査などの監視をすることも議会の仕事です。

議会には、こうした多くの議案や請願、陳情などを審議するため委員会（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会）が設けられています。委員会では、それぞれの専門的立場から自由な討議と細目にわたる審査と調査を行っています。

また、台東区議会では、定例会以外の4・5・7月に常任委員会を開会しています。

会議を傍聴するには

便利
コード tbc7013

●問合せ 区議会事務局 TEL 03-5246-1472
FAX 03-5246-1479

本会議と委員会はどなたでも傍聴することができます。傍聴は皆さんが区議会活動にふれる最も身近な方法です。

本会議、委員会の傍聴には当日区議会事務局で申請が必要です。

傍聴における手話通訳の利用

●問合せ 区議会事務局 TEL 03-5246-1473
FAX 03-5246-1479

本会議や委員会の傍聴では手話通訳を利用できません。ご利用にあたり、原則として希望日の10日前までにお申込みいただく必要があります。詳しくはお問合せください。

請願、陳情を提出するには

●問合せ 区議会事務局 TEL 03-5246-1473
FAX 03-5246-1479

請願、陳情を提出される方は、請願（陳情）書のあて先を議長とし、請願（陳情）の趣旨、提出年月日及び住所を記載し、署名又は記名押印のうえ、区議会事務局に持参又は郵送により提出してください。

なお、請願書には請願を紹介する議員の署名又は記名押印が必要です。

会議録を閲覧するには

●問合せ 区議会事務局 TEL 03-5246-1473
FAX 03-5246-1479

本会議での発言などを記録した会議録は、区政情報コーナー、区立図書館、区議会事務局、区議会のホームページの会議録検索システムで閲覧できます。

「たいとう区議会だより」の発行

●問合せ 区議会事務局 TEL 03-5246-1473
FAX 03-5246-1479

本会議をはじめ議会の活動の様子を広くお知らせするため、各定例会が終了するごとに発行しています。町会等を通じてご家庭にお配りするほか、区の施設や区内の主な駅、郵便局、銀行、信用金庫、病院にも置いてあります。

「声の区議会だより」の配布

●問合せ 区議会事務局 TEL 03-5246-1473
FAX 03-5246-1479

目の不自由な方を対象に、区議会だよりのデザイン版を希望する方へ郵送により無料で配布しています。また、音声データを区議会ホームページに掲載しています。

CATV議会放送

●問合せ 区議会事務局 TEL 03-5246-1473
FAX 03-5246-1479

各定例会の本会議の区長所信表明や一般質問などをケーブルテレビ（J:COM）地デジ11チャンネルで録画放送しています。放送日については区議会だよりをご覧ください。

区議会ホームページ

●問合せ 区議会事務局 TEL 03-5246-1473
FAX 03-5246-1479

区議会のホームページでは区議会のしくみのほか、本会議・委員会の会議録や区議会だよりなどの情報を掲載しています。



区議会中継

●問合せ 区議会事務局 TEL 03-5246-1473
FAX 03-5246-1479

全ての本会議・委員会は生中継で配信し、録画映像も見ることができます。また、ケーブルテレビ(J:COM) 地デジ11チャンネルで放映された本会議での区長所信表明、代表質問・一般質問等の録画映像も配信しています。

監 査

住民監査請求

●問合せ 監査事務局 TEL 03-5246-1466
FAX 03-5246-1159

区民は、区長・職員等に違法もしくは不当な公金の支出等財務行為があると認めるときは、監査委員に監査を求め、当該行為を防止するなどの措置を請求することができます。また、その結果に不服があれば、さらに裁判所に申し立てることができます。

・請求人

台東区の住民であれば、1人でも請求できます。個人、法人は問いません。

・請求手続き

監査請求する事柄について、書面を作成して申し出てください。また、その事実を証明する書面を添付する必要があります。

